

## 八街市子ども・子育て会議の公開等に関する要領

### 1 趣旨

この要領は、八街市子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の公開等に  
関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 会議の公開等

会議は、原則、公開とする。ただし、次の各号に掲げる事項について審議し、又は  
報告を受ける場合において、会議を非公開とすることができます。

- (1) 個人情報（八街市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をい  
う。）を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれの  
ある事項
- (2) その他、会議を公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に著しい  
支障を生ずるおそれのある事項

### 3 傍聴手続

会議の傍聴を希望する者は、会議の開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入  
し、会議の許可を受けた後、会場に入室するものとする。

傍聴の受付は、先着順に行い、定員（5名）になり次第、受付を終了する。

### 4 遵守事項

傍聬人は、会議の傍聴にあたり、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 会議中は、静肅に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と  
可否を表明しないこと。
- (2) 会議において発言し、その他騒ぎ立てる等により、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食、喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他、会議の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為をしないこと。

## 5 秩序の維持

傍聴人が先に掲げる遵守事項に違反し、かつ、議長の指示に従わないときは、退場を求めるものとする。

## 6 会議録等の公開

会議の開催日及び会議録は、市のホームページにて公開するものとする。

## 附 則

この要領は、平成25年12月20日から施行する。